

Special Essay

もったいないな～ この機械！

薬理学 西 昭徳

先月のこととなるが、10月は科学研究費（文部科学省、日本学術振興会が管轄する公的な競争的研究費）の申請シーズンであり、大学に籍をおく教員、研究者にとってはいつもとは違う緊張感を味わう時期である。できのよい申請書、つまり、インパクトのある申請書を書き上げないことには、研究費をもらえない。多くの国立大学では独立行政法人化により大学からの教室研究費が大幅に削減されており、科学研究費の獲得無しには研究そのものが行えない状況になっている。そのため、科学研究費獲得の競争は激化しており、できのよい申請書を書くプレッシャーは自然と高まるのである。

最近、科学研究費の不正使用に関する報道をよく耳にする。不正使用の中には私的流用としかとれないケースもあるが、研究費の有効利用を考えたあげく科学研究費のルールを越えて使っているケースが多いようである。不正使用が発覚するたびに、科学研究費の適正使用に関するルールや監査が厳しくなっていく。不正使用が後をたたない現状では、「研究費の使い方を研究者にまかせなさい。そしてたまたま有効に研究費を使って研究成果をあげますよ。」とは主張できそうにない。とすると、まずはルールに従うしかない。その上で、科学研究費をはじめとする研究費を無駄なく有効利用することを考えなければならない。

そこで周りを見回してみると、かなりの研究機器が使われずに眠っている。「この機械の購入金額は 万円のはず。ほとんど、いや全く使われてないではないか！」という研究機器があなたの周りにもあるのでは？ 研究は流動的なものであり、導入時には必要な研究機器であっても2～3年もすれば必要なくなることもある。使われないうまま減価償却していくかわいそうな研究機器を再活用することは、研究費を有効利用する1つの方法ではないだろうか。

では、研究機器の再活用は可能だろうか。研究機器を科学研究費で購入した場合、大学へ研究用備品として寄付する形式をとる。従って、新しい研究機器でも、科学研究費の助成期間を過ぎれば、大学規定に従って必要とする学内の研究者へ移管することが可能なようだ。眠っている研究機器の学内移管・有効利用は規則的に問題ないのである。使用頻度の低い研究機器に関する情報を集めた学内ホームページのコーナー、高額研究機器を集めて管理・使用する解析センターの設置などにより、無駄のない研究機器の活用が可能と思われる。

話は変わるが、薬理学講座の教授に就任して教授室の改装を行った。田中正敏名誉教授が薬理学教授室で長年使われていたソファを置くスペースがどうしても見つからず、用度課より学内ホームページにリサイクル備品として紹介していただいた。そのソファは、近々、図書館閲覧室のリラックスコーナーで活用される予定である。研究機器もソファのようにうまく再活用できればよいのだが。